

公明お知らせ 122号

K O M E I ・ E D O G A W A ・ T O K Y O

http://www.e-komei.com

発行：江戸川区議会公明党 / 平成29年11月

平成29年第3回定例会報告 9月21日～10月24日(34日間)

安全・安心の魅力あるまちづくりを推進!

Q 大規模水害対策について



- ①区民の水害についての意識啓発と自発的な取り組みの推進が重要であるが、区長の考えは。
- ②国や都、関係機関との連携など、具体的な行動計画に繋げていくための今後の見通しは。

- A ①大規模水害への意識を高めるため、江東5区で協力し、さらなる意識啓発を進める。
- ②具体的な広域避難行動計画を作成し、区民への周知を行っていく。

Q 区内12駅へのホームドアの完全整備とバリアフリー化の積極的な推進について

- A 平成30年度に予定されている葛西臨海公園駅の内方線付き点状ブロックの整備が完了すれば、区内12駅のバリアフリー対策が完成する。ホームドアの設置は国や都の補助制度を活用しながら事業者に積極的に働きかけていく。



Q 自殺防止対策について

- ①新自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえた自殺対策計画の策定の進め方は。
- ②子どもや若者の自殺防止対策の進め方は。

- A ①法律の改正等を踏まえ、新たな行動計画の作成を力強く進める。
- ②いじめアンケート等による実態把握や命の見守り講座等を実施している。これからも総合的に対策を検討していく。

Q 都内の自治体に先駆けた手話言語条例の早期制定について

- A できるだけ早い時期に条例提案ができるよう取り組んでいきたい。



Q 東京オリンピック・パラリンピックに向けた本区のスポーツ実施率向上へのさらなる取り組みについて

- A スポーツチャレンジデーに継続的に挑戦し、機運醸成と運動の習慣化を図っていく。また、本区に縁のあるアスリートの活躍の紹介等によるスポーツへの関心の向上やスポーツ施設等の環境整備を計画的に進めていく。



区議会公明党が提案した意見書が採択!

区議会公明党が提案した『受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書』が本定例会で採択されました!

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要です。
厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書(たばこ白書)では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などにも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されています。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計しています。
たばこの煙による健康被害について、こうした公表がある一方で、世界保健機関(WHO)は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けています。この現状を脱し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた我が国の受動喫煙防止対策の取組みを国際社会に発信する必要があります。
そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組みを進めるための罰則付き規則を図る健康増進法の早急な改正を強く求めます。

記

- 1 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
- 2 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
- 3 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
- 4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年10月24日

江戸川区議会議長 藤澤進一

衆議院議員、参議院議員、厚生労働大臣 あて

ご意見・ご要望はこちらへ!

TEL:03-5662-5112 / FAX:03-3674-5860



佐々木 勇一



竹平 智春



所 隆宏



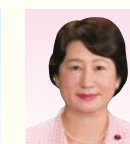
太田 公弘



窪田 龍一



堀江 創一



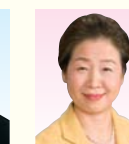
関根 麻美子



伊藤 照子



中道 貴



鷗沢 悦子



竹内 進



田中 淳子



川瀬 泰徳